

第 28 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第 28 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 25 日、第 28 回総会は市役所 2 - 1 会議室に招集された。

1. 開会日時 令和 5 年 8 月 25 日(金)午後 1 時 30 分
2. 閉会日時 令和 5 年 8 月 25 日(金)午後 2 時 08 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8 名)

3 番 竹野 牧子 委員	4 番 山崎 安人 委員	5 番 中野 正隆 委員
6 番 福士 永輝 委員	7 番 去石 徹 委員	8 番 畠山 一伸 委員
9 番 阿部 剛夫 委員	10 番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1 名)

2 番 古舘 秀巳 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦
次 長 小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第 2 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第 3 号 宮古市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に
係る意見について
- 議案第 4 号 宮古市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
の改正について

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、2番古舘委員から欠席の連絡がありました。
現在、委員9名中8名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第28回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章8番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章8番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には9番阿部委員と5番中野委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今月の受理件数は9件で、相続による所有権移転が8件、遺贈による所有権移転が1件でございます。農業委員会によるあっせん希望1件につきましては、相続人に詳細を確認のうえ、リストへの登載事務を進めます。
それでは、8月分届出合計を読み上げて報告といたしますので、4ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(議案第1号)

ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

佐々木事務局長

付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

議案書の5ページをお開き願います。

(議案書の議案第1号を朗読)

それでは所在図は1ページ、資料のナンバー1の1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

この案件につきましては、8月18日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の崎尾委員、事務局の私で現地を確認しております。資料ナンバー1の1をご覧ください。1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他の農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の崎尾委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。ただ今の局長の説明のとおりで、何ら問題ないと見て参りました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。福士委員。

6番福士委員

6番の福士です。この山林化した土地についてですが、一旦伐採しているみたいなので、このことにより長年月の20年は一時切れることにはならないのですか。

それともう一つ、これで証明願いが交付されて、これで地目変更、まあ登記のほうなので無理には言いませんが、できるものかどうか。前に私が現地で聞いたときに、山林として登記するときは木を植えてから7年以上が経過しないと法務局は山林の地目変更を認めないと聞いたことがあるもので。以上、分かればお願いします。

議 長

佐々木事務局長。

佐々木事務局長

一旦平成5年に伐採はしているようでございます。それでまた平成6年に杉を植林して30年まではいかないですが経過しているということで、現況としては杉がそのとおり大きく育っているところになりますので、今回適用外証明の20年には該当するものでございます。なお、杉が植林されておりますので、地目については山林と認められるのではないかなというふうに考えてございます。

議 長	福士委員。
6 番福士委員	すみません。計算間違ったみたいで、平成 6 年からの計算で 20 年を経過しているということですね。分かりました。
議 長	その他ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	その他質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。
佐々木事務局長	付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 2 ページ、資料のナンバー 1 の 2 をご用意願います。 (議案第 1 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー 1 の 2 をご覧願います。 8 月 18 日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局の私で現地を確認しております。1 の適用外証明の範囲でございますが、(3)農地法所定の許可を得て転用された土地に該当するものでございます。2 の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域外及び農用地区域外でございます。3 の調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(3)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでもございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	次に、月当番の 8 番畠山委員に発言を許します。畠山委員。
8 番畠山委員	8 番畠山です。佐々木局長の説明のとおりで、何ら問題ないと見て参りました。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。福士委員。
6 番福士委員	6 番福士です。この案件については以前に許可しているみたいですが、農地転用許可は永久なものだと思ってたんですが、例えばこの方が許可書をなくしたとしても再交付か何かで地目変更の登記はできなかったんでしょうか。
議 長	佐々木事務局長。
佐々木事務局長	そのとおり農地法の転用許可を受けておりますので、転用の許可書があれば地目変更等は簡単にできるものでございます。今回、農地転用許可書を紛失してしまったということで、選択肢としては 2 つあるかと思えます。農

地転用の許可を受けたことの証明をもらうというやり方と、今回のように適用外証明をもらうというやり方と二通りあるものでございますが、申請者は適用外証明の申請を選択して、今回申請に至ったものでございます。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、その他質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

以上で議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 (議案第2号) 次に、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

なお、議案第2号は農業委員に係る案件が含まれております。関係委員である3番竹野委員には、一時退室願います。

(3番竹野委員 退室)

議長 議案第2号について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長 議案書の6ページをご覧ください。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

議長 説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これで議案第2号の審議を終了しました。

これより、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
ここで、3番竹野委員の入室を許します。

(3番竹野委員 入室)

議長 3番竹野委員には、議案第2号について原案のとおり決定したことをお知らせいたします。

議長 (議案第3号) 次に、議案第3号「宮古市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。
事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長 議案書の7ページをお開き願います。
(議案第3号を朗読)
資料ナンバー2をご用意願います。
変更案の内容につきましては、所管課でございます農林課の扇田主査より説明させていただきたいと思っておりますので、議長よろしく願いいたします。

議長 それでは、宮古市農業委員会会議規程第16条の規定により、変更案の説明につきましては、宮古市産業振興部農林課の扇田主査より説明をお願いいたします。扇田主査。

扇田主査 農林課の扇田と申します。ご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

皆さんのお手元のほうには資料ナンバー2の1ということで、変更後、要はこういうふうになりますよという基本的な構想の改正案という資料と、資料ナンバー2の2ということで、元の基本構想とどの部分がどう違っているのかという新旧対照表、こちらのほうをお配りさせていただいております。

本日は要点、言わば改正がどの程度のものなのかということについてご説明いたしますので、2の2の資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。すべての内容についてお話し上げますと時間が相当かかってしまいますので、主な改正点についてのみご説明をさせていただきます。改正の内容については、こちらの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

そもそも農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのは、国の法律で農業経営基盤強化促進法という法律がございます。この中で、国のほうでは農業者の育成であるとか、農用地の利用集積等について定めているものでございます。こちらの農業経営基盤強化促進法に基づいて、要は岩手県では農業経営基盤の強化に関する基本方針、市町村においては基本構想を定めるということが法律のほうで定められております。今回、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、その中で農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備、その他支援に関する事項をすべての基本方針、基本構想に定めなさいという内容の変更がございました。それを受けまして岩手県のほうでは、令和5年6月に基本方針を変更してございます。市町村の基本構想につきましては、県の基本方針に則った形で変更をする、というのが大体の概要です。

変更点の主な内容につきましては、今ご説明をいたしました農業を担う者

の確保及び育成に関する事項として、どういう方々を対象にするのか、認定農業者はそのとおりでございますし、新規就農者、言わば青年等で新しく農業を始めたいという方、こちらの方々に対して、要は経営面であるとか、生産面では技術部分についてアドバイスをしたり、情報提供をしたり、いずれ農業経営を進めるうえで支障となるものを少しでも除去して安定的な経営が図られるようにということで、改めて役割分担、関係機関、要は岩手県であるとか農業会議さんであるとか農業公社さんであるとか、それぞれの関係機関がどのような役割を持って進めていこうかというのを定めるものでございます。それから、新規就農者の方々に対しましては、それぞれ農業研修というのを宮古市内のほうでもやってございます受け入れ農家さんが数軒ございまして、こちらのほうで研修していただいて本格的に就農していただくという体制をとっておりますけれども、そのことにつきましても改めて文言化、要は明文化をしてほしいということでしたので、その部分につきましてもこちらの基本構想のほうに記載をさせていただいております。それから、ただただ就農すればいいというわけではなくて、新規の就農者が安定的に農業経営ができるまでのフォローアップですね、こちらのほうを各関係機関、岩手県のほうでは農業経営改善支援センターというのが新しく組織しておるようでございますので、こちらと連携をしながら、市町村、要は宮古市としても進めていきたいというふうに考えてございます。これらの内容につきまして、長々と文章では書いておりますけれども、主にそういう内容について市町村の基本構想に明文化、盛り込んだうえで担い手を育成していきますというのが、第1点目の変更。

それから、法律の促進法の改正に伴いまして、昨年来からちょっといろいろ話題にはなっておりますけれども、地域の農業経営基盤強化の計画、今までで言うマスタープランですね、こちらに目標地図を反映させたような計画というのを新たに作ってくださいよ、という内容が今示されております。その中に、要は地域の農地をどのようにしていくかというのを地域の皆さんも考えてくださいねというのが義務付けられておまして、こちらにつきましてもどういう手順でどういう方々と協議をするのか、というのについて規定をさせていただきました。そちらの規定のほうにつきましては、ページ番号をふらなくて大変申し訳ございませんでしたが、ページ数でいけば目次の次の次、3ページ目ですかね。第4、第5というふうに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に云々、の次のページのちょうど真ん中くらいですね。1 利用権設定等促進事業に関する事項ということで、(1)法第18条の協議の場の設置の方法、いろいろ長く書いておりますけれども、これが地域計画を協議してくださいよ、目標地図を作ってくださいよ、という内容の手順になります。ですので、宮古市のほうでは今すでに市内に18エリア、マスタープランを作っていただいております。ですので、それぞれの地区において今後育成すべき農業者の方を明確化して、その方々にどういうふうに農地を集積していくのかという地図を作る段取りについて細かく記入させていただいております。で、具体的に今年度から動く予定でございまして、皆様のほうにもその会議に出席していただきたいということでご案内を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。今回のこの基本構想の変更につきましては、今、農業委員会さんのほうに意見を伺っているとともに農協さんのほうにも同じように意見を伺っております。こちらのほうで同意が得られた後に今度は岩手県のほうに

変更の申請をいたします。で、タイムリミットと言う言い方は悪いですが、それらの策定に対する期限が令和5年9月までに終了してくださいよ、と言うスケジュールを示されております。今回皆さんにご審議いただきました結果を持ちまして、9月中には岩手県のほうと協議をいたしまして、市役所で公告をしてはじめて施行になるという流れでございます。

簡単ですが、以上の説明内容になりますのでよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。最後の一つ前のページの新しいほうの7その他の農業経営基盤強化の(2)の①に公益財団法人徳島県農業開発公社となっているんですけども、これはこのままでいいのでしょうか。岩手県ではないのでしょうか。

扇田主査

大変失礼いたしました。岩手県農業公社になりますのでこちらのほう修正させていただきたいと思えます。

議 長

その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、議案第3号の審議を終了いたしました。

これより、議案第3号「宮古市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を採決いたします。

お諮りします。「宮古市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見は異議なし」と決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって、議案第3号は、変更案について異議はない、として宮古市長に回答いたします。

議 長
(議案第4号)

次に、議案第4号「宮古市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を議題といたします。

事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の8ページをお開き願います。

(議案書の議案第4号を朗読)

資料ナンバー3の2の新旧対照表をご覧ください。

指針の改正案につきましては、既に委員の皆さまにご案内しているものでございます。改正農業委員会法が本年4月1日から施行されて、指針の作成は努力義務から必要事項となりました。また、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知では、原則として、毎年度の農地の集積に係る目標設定について、指針の集積率目標を設定することが定められているところでございます。これらの法改正等を踏まえまして、全国農業会議所では、農業委員会の組織制度の改正が行われました平成28年に作成をいたしました指針の

参考例を改正するとともに、既に指針を作成している農業委員会においても、適宜、指針の文言の修正や目標の達成状況の評価方法について明記するほかに、目標値についても必要に応じて修正するよう通知の発出がされたところでございます。事務局といたしましては、農業委員会法の改正や、岩手県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更及び先ほどの宮古市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案を踏まえまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正案を作成いたしましたので、ご審議をいただきたいと思っております。

改正箇所につきましては、下線を引いている部分でございます。また、改正内容につきましては、既に改正案及び新旧対照表を委員の皆さまにご案内しておりますので、主な概要についての説明とさせていただきます。

まず、1 ページでございます。指針の表題につきましては「宮古市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に改めます。また、第1の基本的な考え方につきましても、法改正等を踏まえまして、必要な文言等を加えて、そして修正をするものです。

次に、2 ページでございますが、同様に法改正等を踏まえ文言等を改めるほかに、第2の具体的な目標と推進方法の表記につきまして「具体的な目標、推進方法及び評価方法」に改めます。また、1の遊休農地の解消についての表記を「遊休農地の発生防止・解消について」に改めます。(1)の遊休農地の解消目標につきましては、現状を令和5年3月に改めまして、次に3年後の目標、そして10年後の目標でございます下段の目標につきましては、基本方針等の目標年度でございます令和12年度として表の各項目の数値及び目標値の考え方等について改めるものでございます。

次に、3 ページにつきましては、同様に法改正等を踏まえ文言等を改めるほか、(2)の遊休農地の解消に向けた具体的な推進方法の表記につきまして「遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法」に改めます。また、(3)といたしまして、遊休農地の発生防止・解消の評価方法について新たに追加させていただきます。

次に、4 ページにつきましては、同様に法改正等を踏まえ文言等を改めますほか、2の担い手への農地利用集積についての表記を「担い手への農地利用の集積・集約化について」に改めます。また、(1)の担い手への農地利用集積目標につきましては、2ページの遊休農地の解消目標と同様に表の記載内容等について改めさせていただきます。

次に、5 ページにつきましては、同様に法改正等を踏まえて文言等を改めますほか、(3)といたしまして、担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法を新たに追加させていただきます。

次に、6 ページにつきましては、これも同様に法改正等を踏まえて文言の修正をするほかに、(1)の新規参入の促進目標について、2ページの遊休農地の解消目標、4ページの担い手への農地利用集積目標と同様に表の記載内容等につきまして改めさせていただきます。また、(2)の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の③に、企業参入の促進について新たに追加させていただきます。

次に、7 ページにつきましては、同様に法改正等を踏まえ文言等を改めるほかに、(3)として、新規参入の促進の評価方法を新たに追加させていただきます。また、第3といたしまして、地域計画の目標を達成するための役割について新たに追加させていただきます。

以上、簡単ではございますが、改正案の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、議案第4号の審議を終了いたしました。
これより、議案第4号「宮古市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これで、第28回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後2時08分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、宮古市農業委員会
会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 阿部 剛夫

署名委員 中野 正隆